

## 令和2年度（2020年度）奨学生出願のしおり

公益財団法人山口県ひとつくり財団 奨学センター

山口県ひとつくり財団は、将来、社会に貢献し得る人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質をもっているが、経済的な理由により修学が困難な生徒・学生に対し、奨学金の貸与を行っています。令和2年度（2020年度）奨学生を次のとおり募集します。

### ＜奨学生出願の資格＞

- 1 保護者が山口県内に住所を有しており、高等学校等（定時制・通信制を含む高等学校、中等教育学校後期課程、総合支援学校高等部、高等学校専攻科、専修学校高等課程及び高等専門学校を含む。以下、高等学校等という。）、大学（短期大学を含み、通信制、大学院を除く。）及び県内の専修学校専門課程等（通信制を除く）に在学している者
- 2 向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる者
- 3 (独) 日本学生支援機構やその他の団体の貸与型の奨学生でない者

### ＜貸与月額・募集期間・貸与期間＞

		区 分		貸与月額	募集期間	貸与期間
高 等 学 校	国 公 立	一 般	一 般	18,000	令和2年  4月8日  )	正規の修業期間（4月分から貸与）
			寮・下宿	24,000		
		離 島	一 般	24,000		
			寮・下宿	29,000		
		遠 距 離 ①	24,000			
	遠 距 離 ②	30,000				
	私 立	一 般	一 般	30,000	4月30日	
			寮・下宿	35,000		
		離 島	一 般	36,000		
			寮・下宿	41,000		
遠 距 離 ①		35,000				
遠 距 離 ②	41,000					
大 学	国 公 立 (含短大)	1 ～ 6 年 次 生		43,000	令和2年  4月8日  )	
	私 立	1 ～ 6 年 次 生		52,000		
	私立短大	1 ～ 3 年 次 生		51,000		
専 修 学 校 等	国 公 立	1 ～ 3 年 次 生		63,000	<del>5月15日</del>	
	私 立	1 ～ 4 年 次 生		71,000	<b>5月1日(金) 奨学金担当窓口</b>	

- 注 1 遠距離①とは、通学用の1か月当たりの定期券（学生フリー定期券を含む）の割引運賃が10,000円を超える場合、遠距離②とは、同じく20,000円を超える場合です。なお、学生フリー定期券を使用する場合についても、通常の通学区間の定期券割引運賃がそれぞれ10,000円、20,000円を超えていること。通信制は遠距離①②対象外
- 2 離島在住で奨学金の貸与を受ける高校生のうち、本土の高等学校等への進学に必要な経費（渡船料・家賃）に対し、国及び地方公共団体から補助金を受給される場合、区分は「離島」ではなく「一般」を適用するものとします。
- 3 大学で定住促進奨学金を希望する人は別紙「定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）について」を参照してください。
- 4 専修学校専門課程等の在学者は、別紙「専修学校（専門課程等）定住促進奨学金貸与制度について」を参照してください。
- 5 学校への書類提出締切は、募集期間最終日より早くなっていることがあります。各学校に確認してください。

## <出願の手順>

出願に必要な書類は次のとおりです。校長（学長）を経由して提出してください。

- 1 山口県ひとづくり財団奨学生願書
  - 2 山口県ひとづくり財団奨学生推薦調書
  - 3 「所得に関する証明書」（【注意点】3参照）
  - 4 住民票（【注意点】3参照）
  - 5 遠距離①、②の出願者は**通学定期券（コピー）貼付シート**（高校生のみ）
  - 6 作文（高校生のみ）
  - 7 承諾書（高校生のみ）
- ・ 書類1・2・5・6・7の様式については、各学校へ申し出てください。
  - ・ 作文については、「私の学校生活」等、奨学センター作文用紙（1枚程度）に本人が記述してください。

## 【注意点】

- 1 山口県ひとづくり財団奨学生願書  
家庭状況欄には必ず本人を含めて家族全員について記入してください。
- 2 山口県ひとづくり財団奨学生推薦調書  
学校長が作成します。  
学校が推薦調書を作成する上で、成績証明等が必要とされる場合があります。学校の指示に従ってください。
- 3 所得に関する証明書、住民票等
  - ・ **最新の所得証明書**（家族全員分）と**出願時の住民票**\*（家族全員分、本籍・個人番号の記載されていないもの）を提出してください。  
※本人及び保護者が外国籍の場合、永住者であることが分かるよう在留資格欄の表示が必要です。
  - ・ さらに、以下のものを添付してください。
    - ア) 給与所得者は令和元年分（H31.1~R1.12）の**源泉徴収票**（写）  
本人及び同一生計の兄弟姉妹のアルバイト分についても必要
    - イ) 確定申告者は令和元年分（H31.1~R1.12）の**確定申告書**（写）又は市町民税県民税申告書（写）
    - ウ) 年金受給者は令和元年分（H31.1~R1.12）の**源泉徴収票**（写）

## <採否の決定通知と誓約書及び奨学金借用証書の提出>

- ・ 奨学生願書及び関係書類に基づき、選考委員会で選考し、採否の結果については在学学校長（学長）を経由して高等学校等は6月、大学等は7月に通知する予定です。
- ・ 採用決定の通知を受けた後、「誓約書」及び「奨学金借用証書」を作成し、定められた日（別途通知）までに提出してください。
- ・ 「奨学金借用証書」には連帯保証人2人を記入してください。1人は保護者等、他の1人は別世帯で、ともに有職者（独立して生計を営む収入のある人）で、返還に責任を負うことができる65歳以下の成人とし、印鑑登録証明書を添付してください。  
なお、父と母の2人で連帯保証人になることはできません。  
また、連帯保証人は、返還について、債務者と同様の義務を負うことから、本財団の奨学金の貸与を受け、返還を完了していない奨学生本人は、連帯保証人になることはできません。

## <奨学金の貸与>

- 1 新規採用者への奨学金第1回の送金は、高等学校等にあつては4月～8月分を7月中旬に、大学等にあつては4月～8月分を8月末までに、それぞれまとめて送金する予定です。以後は、原則として毎月の送金となります。高等学校等奨学金は、受領を校長に委任していただき、まとめて学校に送金します。大学等奨学金は直接各奨学生の個人口座に振り込みます。
- 2 日本学生支援機構など他の奨学生に採用されたとき又は奨学生を辞退したときは貸与を終了し、休学したときは休止します。
- 3 学業成績や素行が不良になったとき、疾病等で修学の見込みがなくなったときは貸与を廃止します。
- 4 保護者が山口県に住所を有しなくなったときは、貸与を終了します。

## <奨学金の返還>

- 1 奨学金は学資として貸与されたものですから、貸与終了（卒業・辞退）後は必ず返還しなければなりません。貸与を受けた奨学金は、貸与終了時に奨学金返還計画書を作成し、計画に従って返還してください。  
なお、定められた返還期限までは無利息です。
- 2 返還の方法・期間  
貸与を受けた奨学生は、貸与終了後6か月間据え置いてから、月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で、貸与された金額を均等に返還することになります。
  - (1) 高等学校等で貸与を受けた人は、貸与期間の3倍の期間内、大学等で貸与を受けた人は貸与期間の4倍（定住奨学金貸与者は20年）の期間内で返還することになります。
  - (2) 高等学校等から大学等まで継続して貸与を受けた人は、大学等の貸与期間の4倍（定住奨学金貸与者は20年）に高校の貸与期間を加えた期間内で返還することになります。
- 3 返還猶予（返還の先延ばし）  
次のいずれかに該当するときは、願い出により奨学金の返還を猶予することができます。
  - (1) 奨学生であった人が上級学校へ進学したとき
  - (2) 本人及び連帯保証人の全員が、災害、疾病その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき
- 4 延滞利息  
返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了していないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき残額につき年5.0%の延滞利息を徴収します。

奨学金は、貸与終了後に責任をもって返還しなければなりません。  
返還金は、直ちに後輩の奨学金として活用されます。  
返還方法について十分考慮の上出願してください。

- ※ 特別な事情の場合、年間を通して緊急採用の制度があります。
- ※ 願書等の情報については、奨学事業以外には使用しません。出願の方法について不明な点がありましたら、学校又は直接奨学センターに問い合わせてください。

〒753-0072 山口市大手町2-18 山口県教育会館内  
公益財団法人 山口県ひとづくり財団奨学センター  
☎(083)933-4770 平日8:30~17:00

【返還額の目安】 最長の期間を月賦返還した場合（端数初回調整）

高校等			1年貸与	2年貸与	3年貸与	4年貸与	5年貸与
返還期間	貸与月額	返還回数	36回	72回	108回	144回	180回
	18,000	貸与総額	216,000	432,000	648,000	864,000	1,080,000
初回		6,000					
24,000	貸与総額	288,000	576,000	864,000	1,152,000	1,440,000	
	初回	8,000					
29,000	貸与総額	348,000	696,000	1,044,000	1,392,000	1,740,000	
	初回	12,000	14,400	16,800	19,200	21,600	
30,000	貸与総額	360,000	720,000	1,080,000	1,440,000	1,800,000	
	初回	10,000					
35,000	貸与総額	420,000	840,000	1,260,000	1,680,000	2,100,000	
	初回	14,000	16,400	18,800	21,200	23,600	
36,000	貸与総額	432,000	864,000	1,296,000	1,728,000	2,160,000	
	初回	12,000					
41,000	貸与総額	492,000	984,000	1,476,000	1,968,000	2,460,000	
	初回	16,000	18,400	20,800	23,200	25,600	
貸与期間 × 3倍	2回目～	13,600					

大学・短大 一般分のみ			1年貸与	2年貸与	3年貸与	4年貸与	5年貸与	6年貸与
返還期間	貸与月額	返還回数	48回	96回	144回	192回	240回	288回
	43,000	貸与総額	516,000	1,032,000	1,548,000	2,064,000	2,580,000	3,096,000
初回		13,100	15,500	17,900	20,300	22,700	25,100	
貸与期間 × 4倍	2回目～	10,700						
	52,000	貸与総額	624,000	1,248,000	1,872,000	2,496,000	3,120,000	3,744,000
初回		13,000						
51,000	貸与総額	612,000	1,224,000	1,836,000				
	初回	15,100	17,500	19,900				
2回目～	12,700							

大学・短大・専修学校 定住促進奨学金			1年貸与	2年貸与	3年貸与	4年貸与	5年貸与	6年貸与
返還期間	貸与月額	返還回数	240回					
	63,000	貸与総額	756,000	1,512,000	2,268,000	3,024,000	3,780,000	4,536,000
初回		15,100	6,300	21,400	12,600	27,700	18,900	
2回目～	3,100	9,400		15,700				
20年	72,000	貸与総額	864,000	1,728,000	2,592,000	3,456,000	4,320,000	5,184,000
		初回	3,600	7,200	10,800	14,400	18,000	21,600
71,000	貸与総額	852,000	1,704,000	2,556,000	3,408,000			
	初回	15,500	7,100	22,600	14,200			
2回目～	3,500	10,600						

※高校等分と大学等の両方貸与を受けた場合

貸与額を合算し、大学等分の返還期間に高校等分の貸与期間を加えた期間で返還

## 定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）について

公益財団法人山口県ひとつづくり財団では、山口県内への人口定住を促進するため、大学に在学し本財団の一般奨学金を受ける学生のうち、卒業後県内に定住する意思のある者に対して、定住促進奨学金を加算して貸与しています。

### 1 名称

「定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）」

### 2 概要

大学（短期大学を含む。以下同じ）卒業後、山口県内の企業等へ就職し、山口県内に定住したいと考えている本財団奨学生に対して、一般奨学金貸与額に上乗せして貸与する奨学金です。

### 3 貸与額

一般奨学金貸与月額に定住促進奨学金貸与月額（20,000円）を加えた金額

### 4 貸与条件

大学卒業後（上級学校へ進学し返還猶予した者は猶予満了後、以下同じ）、山口県内に定住する意思があることが条件です。また、定住確認のために、卒業後5年間（計6回）にわたり、毎年4月1日現在の住民票を提出していただくことになります。

なお、やむを得ず県外へ転出した場合（山口県内に定住できない場合）は、定住促進貸与金として上乗せして貸与した金額について、**年3.0%の定住利息を含めた金額を返還すること**になります。

### 5 定住の定義

この定住促進奨学金に係る「定住」とは、大学卒業後、継続して5年以上山口県内に住所を有することをいいます。

### 6 返還金の利息の取扱い

- (1) 定住の定義に該当する場合は、利息の支払いは必要ありません。ただし、定住促進奨学金を含む奨学金の返還期間は大学卒業後、半年据え置いて始まり最長20年ですが、返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了しないときは、返還期限の翌日から残元金に対して年5.0%の延滞利息が生じます。
- (2) 5年未満で県外に転出する場合は、転出した時点の返還分から年3.0%の定住利息の支払いが生じます。
- (3) 大学卒業後、始めは県外に住所を有し、その後山口県内に転入した場合は、届け出た時点の返還分から定住利息の支払いを免除します。